

中央卸売市場（南港市場）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	種 目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中心卸売市場 南港市場熱源設備修繕	19:産業用機器	パナソニック産機 システムズ(株)	1,631,880	平成31年4月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G3	-
2	ブリスケットソー(MG- 1E)用部品ほか20点 買入	51:産業用機器	花木工業(株)	1,922,400	令和元年5月29日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G3	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場熱源設備修繕

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、本館棟解体室系統ガス吸収式冷温水発生機の構成部品である温度センサー及び冷却水配管が経年劣化に伴い機能が低下しているため、温度センサーを新品に取り替えるとともに、冷却水配管の薬品洗浄及び試運転調整を行うものである。

当該機器については、パナソニック株式会社が製造したもので、修繕を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

なお、同社は自社機器の修繕業務を、サービス部門であるパナソニック産機システムズ株式会社に移管させている。

以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのはパナソニック産機システムズ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

ブリスケットソー（MG-1E）用部品ほか 20 点買入

2 契約の相手方

花木工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、牛のと畜解体作業において、牛のと体を懸垂した状態で骨割りする際に用いるブリスケットソー（MG-1E）、脚の切断をする際に用いる脚切器（30CL-2）及び特殊用途に用いる大動物皮剥機並びに皮剥ぎを行うためのデハイダー（JCⅢA）を構成する純正部品を買入れるものである。

ブリスケットソー（MG-1E）用部品、脚切器（30CL-2）部品、大動物皮剥機用部品及びデハイダー（JCⅢA）用部品については、米国ジャービス社が開発した製品であり、同製品の純正部品である本件物品についても米国ジャービス社が製造しており、花木工業株式会社は、米国ジャービス社の関西地区唯一の代理店であり、販売においては同社のみの取扱いとなっている。

以上のことから、契約相手方を花木工業株式会社に選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2006）